

介護保険サービスの負担割合変更に伴う住宅改修費支給事業の注意点

介護保険サービス利用時の自己負担について、これまで1割または一定以上の所得を有する方は2割の負担でした。しかし介護保険法改正に伴い、平成30年8月より現役並みの所得を有する方については3割負担となります。

つきましては介護保険住宅改修費支給事業の取り扱いを、下記のとおりいたします。

記

負担割合は領収日により判断します

平成30年8月から負担割合が3割となる方が住宅改修を行った場合、「領収日（領収書の日付）」時点の負担割合が適用されます。

（例）平成30年7月31日まで負担割合が1割、8月1日より3割になる方

領収日が平成30年7月31日以前 → 自己負担は1割

領収日が平成30年8月1日以降 → 自己負担は3割

※申請日や工事日は関係しませんので、ご注意ください。

支給限度額は変わりません

1人の方に対する住宅改修費の支給対象限度額は、同住居に対して20万円です。このうち、自己負担割合が1割の方は18万円まで、2割の方は16万円まで、3割の方は14万円までが支給限度額となります。

事前申請はご注意ください

住宅改修費支給の流れは、事前申請→確認書発行→工事着工→事後申請（給付申請）です。事前申請から確認書発行まで、通常1週間～10日程度かかります。

自己負担分を工事業者に支払う日（領収日）は、工事完了後であることから、事前申請のタイミングにはご注意ください。